# 総務常任委員会記録

議会 閉会中

平成30年8月27日(月曜日) 開議 平成30年8月27日(月曜日) 散会

西いぶり広域連合議会

# 総務常任委員会審査事項

平成30年8月27日(月) メルトタワー21 2階大会議室 開議 午後 2時00分 散会 午後 3時06分

日	程	番			号	件	名	糸	Ė	果
	1	報	告	事	項	広域追	直合の運営に関する事項			
						1	西胆振環境(株)の平成29年度営業概要に			
							ついて			
						2	訴訟経過について			
						3	指定管理者施設管理運営評価について			
						4	公の施設に係る指定管理者の募集について			
						5	新ごみ処理施設の建設候補地案について			

○出席委員(13名)

 委員長
 小田中
 稔

 副委員長
 森
 太郎

委員大西智 五十嵐篤雄佐藤 忞

山田秀人大髙一敏柏木隆寿

羽 立 秀 光 辻 弘 之 小久保 重 孝

国本一夫 寺島 徹

○欠席委員(1名)

委員二瓶秀幸

# ○出席理事者

# <西いぶり広域連合事務局>

佐藤事務局長田所総務課長藤谷総務課主幹

齋 藤 総務課主幹

### 総務常任委員会記録

平成30年8月27日(月曜日)

#### 午後 2時00分 開議

**〇小田中委員長** ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

なお、本日は二瓶委員から欠席する旨連絡を受けております。

所管事項の審査を行います。

広域連合の運営に関する事項について、理事者の報告を一括して求めます。

**〇佐藤事務局長** 本日は、何かとお忙しいところ総務常任委員会を開催していただき、まことにありがとうございます。

本日は、広域連合の運営に関する事項5件につきまして御説明を申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

説明につきましては、1の西胆振環境株式会社の平成29年度営業概要についてと2の訴訟経過についてにつきましては田所総務課長から、3の指定管理者施設管理運営評価についてと4の公の施設に係る指定管理者の募集についてと5の新ごみ処理施設の建設候補地案についてにつきましては藤谷総務課主幹から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

〇田所総務課長 それでは、1番目の西胆振環境株式会社から当広域連合に報告のありました平成29年度の営業報告につきまして、その概要について御説明いたしたいと思います。

資料の1をごらんいただきたいと思います。初めに、1の稼働状況でございます。平成29年度のごみ搬入量につきましては、前年度比約1.8%減の4万7,492トン、計画ごみ量6万3,400トンに対しまして74.9%となってございます。

続きまして、設備の稼働状況でございますが、定期点検時の停止につきましては前年度に比べ12日の増となってございますが、定期点検以外の停止がなかったということで、 稼働日数につきましては前年度に比べ10日減、507日となってございます。

運転経費につきましては、主に灯油単価の増などございまして、前年度比610万2, 000円、3.7%増、1億7,421万8,000円となってございます。

設備の保守管理費につきましては、主にメーン設備で熱分解ドラムのタイヤ支持部の亀 裂補修を行ったことや西胆振環境株式会社の実施分につきましてごみ供給コンベヤーやス ラグ排出コンベヤーの補修を行ったことなどにより、前年度比8,779万4,000円、 14.2%増、7億689万8,000円となってございます。

次に、2の営業状況でございますが、平成29年度におきましても暫定措置であります 広域連合からの特例委託費によりまして経営を継続している状況となってございます。営 業収支につきましては、平成29年度実績においては、4億6,396万6,000円の 最後に、平成30年度以降の経営方針でございますが、現施設において平成37年3月31日まで継続受託するための契約改定に向け、内容の検討を進めていく。現施設については運転開始から15年が過ぎ、設備の腐食、劣化、陳腐化が進んでおり、従来の設備保守管理方法に加え、一部施設については延命化を考慮した計画策定とその実施が必要な時期を迎えているため、設備の継続的な安定運転を行いながら、経済的、物理的最適対応を検討する。設備の安定稼動とさらなる安全な職場環境の整備を最重点としながら、運営経費の徹底した自助努力に努めるなど経営努力を続けるとなってございます。

また、参考資料といたしまして、西胆振環境株式会社から提出のありました事業報告及び計算書類などに加えまして監査法人の監査報告書もお手元にお配りさせていただいてございますので、参考としてごらんいただければと存じます。

以上で西胆振環境株式会社の平成29年度営業概要についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、2の訴訟経過について引き続き御説明をさせていただきたいと思います。 訴訟経過につきましては、資料2とその別紙を添付をしてございます。

最初に、資料2の裏面、2ページ目をごらんいただきたいと存じます。昨年の11月24日の御報告後の経過でございますけれども、12月25日に19回目の弁論準備手続がございまして、この期日におきましては契約上の責任限度の考え方につきまして原告と被告の理解が違うことから、裁判所から双方に主張の補充が求められてございます。また、裁判所から原告、被告双方に対しまして証人尋問の必要があるかどうかを聞かれておりますが、双方必要ない旨答えてございます。

その後、ことしの3月1日になりますが、20回目の弁論準備手続が行われまして、裁判所からは、後日渡す争点整理に沿ってそれぞれの主張の骨子を準備書面で提出するよう指示があったところでございます。この争点整理につきましては、別紙をごらんいただきたいと存じます。別紙のほうに裁判所の争点整理を記載をさせていただいてございますが、1つ目は、引き渡し日から2年間の性能保証期間の終わりとなります平成17年3月31日までに性能保証事項を満たすことができなくなったかどうか。次に、契約上、保証期間中に性能保証事項を満たすことができない事態が生じたときは、その事態が改善され、改善されたことについて広域連合の承諾を得られたときから2年後まで保証期間が延長されると規定されてございますけれども、この規定を踏まえまして、2つ目の(1)といたしまして、当該事態が改善されたと認められるか、(2)といたしまして、広域連合の承諾を得られたと認められるか。3つ目といたしまして、当該事態が改善し、広域連合の承諾

が得られたときから2年後まで性能保証事項を満たしていたかどうかとなってございます。 次に、4番目ですが、原告の損害額は幾らかとありますけれども、被告らはそもそも性能 保証事項未達の事態は生じていない、損害は発生していないという立場ではございますが、 当初見積額と実績額の差額分の支出と性能保証事項を満たすことの間に相当因果関係がな いですとか、当初見積もりの見落としは損害に含まれないなどと主張してございまして、 原告の主張と食い違ってございます。

最後に、原告による損害賠償請求に責任限度規定が適用されるかでございますけれども、 原告といたしましては被告らの責任と費用による修補を求めておりまして、修補費用につ きましては契約上責任限度の適用はないと理解してございますけれども、被告らは修補費 用も責任限度規定の適用があると主張してございまして、その点は食い違っているという ことでございます。

それでは、資料の2ページのほうに戻っていただきまして、3月1日の期日におきましては、このほか証人尋問の要否につきまして再度確認があったところでございますけれども、双方不要であるということでお答えをしているところでございます。

その後、5月15日になりますが、21回目の弁論準備手続が行われてございます。この期日におきましては、裁判所から、損害論につきまして被告は原告の考え方が違うと主張しているけれども、原告はこれ以上主張しないということでいいですかという確認がございまして、原告といたしましてはこれ以上主張はしないということでお答えをしてございます。原告といたしましては、これまで損害論につきましては主張を尽くしているところと考えてございます。それによりまして、裁判所としましては、それ以上証拠調べなどの作業がないということで、あとは口頭弁論に戻して終結の方向であるというお話があったところでございます。

その後、7月19日に口頭弁論が開かれてございます。裁判長からは弁論の終結が宣言され、判決言い渡し期日につきましてはことしの12月13日に指定をされたところでございます。

説明については以上でございます。

○藤谷総務課主幹 3番目、指定管理者施設管理運営評価について説明させていただきます。

施設については、リサイクルプラザ、げんき館ペトトルの2つの施設となります。

資料3でございますが、1の指定管理者の名称につきましては、西いぶり広域連合リサイクルプラザ・げんき館ペトトル指定管理者共同事業体でございます。代表者は水ing株式会社北海道支店で、構成員は一般財団法人室蘭市体育協会となっております。

2番目の施設の概要につきまして、げんき館ペトトルはプールや体育館を備えた体育施設となっておりまして、リサイクルプラザについては缶類、ペットボトルの資源ごみを圧縮こん包する工場エリア、それと情報コーナーや工房がありますプラザエリアの2つに分かれた施設となってございます。

3の事業の概要につきましては、げんき館ペトトルについては、健康増進を目的として アクアエクササイズなどの自主事業を行っております。また、リサイクルプラザのほうに ついては、環境保全や資源の有効利用の知識普及のため、リサイクル講座や環境体験講座 などを行ってございます。

4の利用実績でございます。げんき館ペトトルにつきましては、平成29年度の利用者数合計については4万1,968人で、前年度比で115%となってございます。増となっております要因につきましては、平成29年3月に室蘭市中島プールが閉鎖したことによります利用者の増と考えてございます。リサイクルプラザにつきましては、平成29年度の利用者数合計については5,051人で、前年度比で87%となっており、減となってございます。減の要因につきましては、毎年秋に開催しているフリーマーケットのほうをペトトル館内で開催したことによりまして利用者数の集計区分をペトトルへ変更したこと、また施設の見学者の減によるものでございます。

これらのことから、7番目の評価のほうでございますけれども、1の施設運営、2の自主事業、3の施設管理、4の歳入歳出、評価のほうは全てAとしてございます。

3ページ目をごらんいただきたいと思います。8番目の指定管理者から広域連合への要望事項でございますけれども、プールのろ過器や券売機など機器の劣化による修繕についての要望がありまして、広域連合としては利用者の安全確保など優先度が高いものから検討を行い、また支出の平準化等を考慮してリース化等の検討も進めることとしております。

9番目の利用者からの要望でございますけれども、ペトトルのほうではシャワー室にカーテンの設置を、リサイクルプラザのほうでは主に夜間講座開催の要望がございました。 指定管理者の対応としては、平成30年度でございますけれども、ペトトルのほうの女性のシャワー室にカーテンを設置いたしました。リサイクルプラザの夜間講座についても平成30年度から実施をしてございます。

最後に、その他でございますけれども、げんき館ペトトルのほうでは、平成29年に室 蘭の中島プールが閉鎖されたことで学校のプール授業分の移動があったことが主な要因で 利用者のほうが大幅に増となっておりますけれども、他施設閉鎖による外的要因によるも のでありまして、今後も利用者増を目指して新しい講座開設を検討しております。リサイクルプラザについては、毎年屋外で開催しております秋のフリーマーケットをペトトルの室内で実施したことによりまして人数集計をペトトルへ移したこと、それと見学者の減もありまして人数は減となっております。今後は、新しく開催を始めました春の屋外のフリーマーケットの周知を広く行うなど、利用者増を目指しております。

この指定管理者の運営評価書の件につきましては、今月8月1日に指定管理者選定委員会を開催して評価のほうをいただいております。

指定管理者運営評価の説明については以上でございます。

続きまして、4番目の公の施設に係る指定管理者の募集についてということで、資料の 4のほうで説明いたします。

初めに、募集要項のほうについても8月1日の指定管理者選定委員会で審議をいただいているところでございます。施設の名称については、西いぶり広域連合リサイクルプラザ及びげんき館ペトトルの2つの施設となってございます。

申し込み資格につきましては、西いぶり広域連合構成市町内に本店または支店があること、公共施設の管理運営やごみ処理施設の管理運営に係る実績を有していること、西いぶり広域連合構成市町内における市町税を滞納していないこと及び法令に違反をしていないことなどを要件としてございます。

申し込み期間については、平成30年9月4日~11月2日としております。

選定の基準については、リサイクルプラザ条例及びげんき館ペトトル条例の定めによりまして、住民の平等が確保されること、管理経費の削減が図られることなどが基準となってございます。

管理の基準と業務の範囲についてでございますけれども、西いぶり広域連合リサイクルプラザ条例及び西いぶり広域連合げんき館ペトトル条例並びに規則、さらには業務の実施方法などを示してございます管理仕様書によることとしております。

利用料金制度については、げんき館ペトトルが適用となってございます。

広域連合の費用支出につきましては、利用料金制度を適用いたしますげんき館ペトトルのほうでは必要となります管理費用から利用料金収入額を差し引いた額と、リサイクルプラザについては必要な管理費用を広域連合が委託料として支出いたします。

指定期間につきましては、平成31年4月1日~平成36年3月31日の5年間を予定してございます。

今後のスケジュールでございますけれども、応募の締め切り後、11月下旬に選定委員会を開催いたしまして、ヒアリング、収支計画書の審議で採点などを行いまして、指定管理者の候補を選定する予定でございます。

そして、資料4の参考として募集要項の新旧対照表を載せてございます。そちらのほう を後でごらんになっていただければと思います。

以上で公の施設に係る指定管理者の募集について説明を終わらせていただきます。

続きまして、5番目になります新ごみ処理施設の建設候補地案について資料の5で説明 させていただきます。資料は6枚の資料となってございます。

まず、2ページ目をごらんいただきたいと思います。2ページ目、左上の検討の概要から説明させていただきます。平成28年度に今後の施設整備の比較検討を行いまして、施設を建てかえる方針が決定し、建設候補地の検討を進めてまいりました。新しいごみ処理施設の建設候補地の検討については、図の1に示しておりますが、検討ステップの1から検討ステップ3の手順で検討をいたしました。検討ステップ1については、広域連合圏域内から建設地域を検討する。室蘭、伊達、壮瞥、洞爺湖、豊浦のどこにあるのが望ましいか検討した内容となってございます。検討ステップ2については、建設地域の中から建設候補地を抽出すると。前のステップ1で導かれた地域周辺から建設候補地を抽出することとなってございます。検討ステップの3については、建設候補地の配置動線を検討するといった手順で検討をいたしました。

続きまして、その下になりますけれども、検討ステップ1の連合圏域内から建設地域を検討するということについてになりますが、(1)建設地域の検討に係る基本的な考え方では、下の図の2に示しておりますけれども、①~③の3つを基本的な考え方としております。①の公平性と利便性を確保しますでは、ごみ処理施設は連合圏域全体の住民の皆様にとって不可欠な施設となりますので、連合圏域内の住民の皆様にとって利用しやすい位置に建設すること。②の安定的な稼働を確保しますでは、施設はどのような状況でも継続しなければなりませんので、有珠山の噴火など自然災害時にも停止することがないように配慮すること。③の経済性に配慮しますでは、ごみの処理には焼却だけではなくて運搬にも多くの経費がかかりますので、住民の皆様の税金で運営していることから、経費の節減にも配慮することといった3点を建設地域の検討についての基本的な考え方といたしました。

続きまして、ページの右側になりますが、(2)として連合圏域内の人口とごみ量について、下の図の3をごらんいただきたいと思いますけれども、構成市町の人口とごみ量をあらわした図となっておりますが、この図から室蘭市、伊達市が人口とごみ量ともに多く、人口では88%、ごみ量では86%を室蘭市と伊達市で占めている状況となってございます。

続きまして、その下の(3)の建設地域の設定でございますけれども、公平性、利便性の観点を考慮いたしますと人口、ごみ量が多い室蘭市と伊達市に建設することが望ましいということになりまして、また収集運搬の経路を考慮いたしますと国道37号線周辺の地域が望ましいということになります。そして、この地域の妥当性を数値的に検証するために2カ所の地点を想定して検証しております。①といたしまして、室蘭市と伊達市の中間地点となります現在のメルトタワー周辺地域、②として、現在よりも伊達市側に寄った地域への建設を想定した場合といたしましてメルトタワーと伊達市の庁舎の中間地点の周辺地域、この2カ所を候補地として数値的な妥当性の検証を行いました。

3ページ目ごらんいただきたいと思います。左上の図の4の建設地域の設定をごらんいただきたいと思います。①が室蘭市と伊達市の中間地点となります現在のメルトタワーの周辺になります。②がメルトタワー周辺と伊達市庁舎との中間地点でございます。この2カ所の地点の検証を行いました。

続きまして、その下に(4)として建設地域の検討とございますが、この下、表の1のほうに基本的な考え方と関係をまとめております。①の公平性、利便性については、室蘭市と伊達市で90%程度を占めておりますので、室蘭市と伊達市を対象として設定しております。②の安定稼働については、有珠山周辺を検討地域から除外して設定しております。③の経済性については、数値的な検証を行ってございます。具体的な検証の方法といたしましては、各市町から1年間に出されるごみの量、それとそのごみを運ぶ輸送の距離を乗じて算出いたします輸送ごみ量を比較しております。輸送ごみ量の数字が小さいほど経済的に有利となり、また伊達市と室蘭市の比率が50%に近いほど①の公平性が高いといったことになります。

次に、同じページの右側になります。(5)に比較結果を載せてございますけれども、表の2になりますが、左側から、比較検討地域、次に輸送ごみ量、次に比率、その次が結果といった表となっておりまして、表の中の伊達市以北という表現については伊達市、壮瞥町、洞爺湖町、豊浦町の4つの市町の合計となります。室蘭市側とは室蘭市のみの数字となってございます。結果として、①のメルトタワー周辺地域では、輸送ごみ量合計は約72万3,000トンキロメートル、内訳については伊達市以北が約31万トンキロメートル、室蘭側が41万3,000トンキロメートルとなってございます。比率については、伊達市以北が42.9%、室蘭側が57.1%となってございます。次に、②のメルトタワーと伊達市庁舎との中間地点でございますが、輸送ごみ量合計については約80万9,000トンキロメートル、内訳については伊達市以北が約20万5,000トンキロメートル、室蘭側が960万トンキロメートル、比率については伊達市以北が25.3%、室蘭側が74.7%となってございます。

この結果から、①のメルトタワー周辺がほぼ中間地点となっておりまして、伊達市側に行くに従って輸送ごみ量や比率の差が乖離していくこととなりまして、経済性が悪くなるといった傾向になりますことから、両者の比較としては①のメルトタワー周辺地域が建設地域として望ましいといった結果になってございます。また、経済性が最適となります輸送ごみ量の比率が伊達市以北と室蘭市でちょうど50%となる地点については、メルトタワーから2.4キロメートルほど室蘭市側に寄った地点で、下の図の5にありますけれども、赤い丸印であらわしておりますが、室蘭市の崎守駅近くの国道37号線という結果になっております。

続きまして、検討ステップ2の建設地域から建設候補地を抽出するということでございますけれども、(1)の建設候補地の抽出でございますが、比率が50%となっております赤い丸印で示している部分を中心といたしまして、室蘭市、伊達市の中間地点を含めた

半径1.5キロの範囲の中から建設候補地を抽出いたしました。この中から都市計画上の住居地域など一定程度の距離の確保を行った上で、建設可能な空き地を検証しました結果、現在のごみ焼却施設であるメルトタワー裏側の土地を抽出いたしました。

続きまして、4ページ目ごらんいただきたいと思います。(2)の建設候補地の検証でございますけれども、住居地域から一定の距離を確保した上で建設可能な空き地ということで抽出しておりますが、その土地の施設建設に当たってのインフラ面など条件や法規制の面など、妥当性について検証しております。検証の条件としては、図の6で示しておりますが、1~11の項目を設定してございます。1番として、幹線道路等に隣接していること、2番として、電気、水道が完備されているか引き込みが容易なこと、3番として、できる限り高低差がない土地が望ましいこと、4番として、災害リスクの少ない地域が望ましいこと、5番として、用地取得の可能性が高く、狭小な用地を多数含んでいないこと、6番として、施設建設に必要な面積が確保できること、7番として、農用地でないこと、森林法に基づく保安林及び北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区の指定のないこと、8番として、余熱エネルギーの活用が図れること、9番として、リサイクル施設との連携が図れること、10番として、工事期間中の収集動線に影響が少ないこと、11番として、周辺市街地への影響が少ないことといった項目を条件としております。

評価の方法については、その下にございます表3のように、二重丸、丸、三角、バツの4段階で評価をしてございます。

続いて、同じページの右側になります (4) 建設候補地の評価結果のほうを説明させていただきたいと思います。まず、表の中の3番目ごらんいただきたいと思いますけれども、できる限り高低差がない土地が望ましいといった項目ですけれども、若干の土地の造成が必要となりますので、ここは丸としてございます。また、10番目、工事期間中の収集動線に影響が少ないといった項目では、ごみの搬入車両と工事車両の動線が一部重複いたしまして、誘導員の配置など配慮を必要としますので、丸としております。他の9つの項目については二重丸となっておりまして、結果として11の項目のうち9つが二重丸、残りの2つも丸ということで、現在のメルトタワーの裏側の土地については適切な候補地であると判断をいたしました。

続きまして、5ページ目ごらんいただきたいと思います。検討ステップ3の建設候補地の配置動線を検討するということについてでございますけれども、図のほうを縦にしてごらんいただきたいと思います。資料の右下側に凡例を載せておりますので、色分けについて説明させていただきます。ピンク色については、広域連合の施設と広域連合の所有地で現在使われていない空き地となっている部分を示しております。黄色の部分については、工事中に工事車両が通行することになります工事用の仮設通路となります。こちらは、今現在通路になっていない部分を工事用の通路として整備する部分になります。青色で塗り潰した部分については、新焼却施設の建設工事で使用を考えております民間の所有地、それと国有地をあらわしております。赤色の破線の枠については、実際の工事スペースや工

事関係の事務所や駐車場など、建設工事関係者が使用する部分となってございます。緑色の矢印のついた線については、既存のメルトタワーにごみを運ぶ車が通る動線をあらわしております。青色の矢印がついた線については、実線と破線、2種類ありますが、工事関係の車両の動線をあらわしてございます。

次に、図のほうについて説明させていただきます。新しい焼却施設の建設場所については、現在のリサイクルプラザの左下側になりますが、こちらに建設する計画となってございます。工事期間中は、この周囲を進入防止の柵で囲う計画となります。工事期間中のメルトタワーへのごみの搬入ルートについては、緑色の矢印のついた線で示しておりますが、これについては現在の搬入ルートと同じルートで、工事期間中も現在のルートでの搬入ができるような計画としてございます。工事車両の動線については青色の矢印のついた線になりますが、主に黄色で着色した部分を工事用の仮設通路として整備して、そこを通行する計画となってございます。

工事車両の敷地への進入ルートとしましては、青色の矢印の線で示しておりますけれども、国道37号線から、その中で工事車両出入り口①と示している部分からごみの搬入車と同じルートで進入いたします。進入してすぐメルトタワー側へ右折をいたしまして、そこから黄色の仮設通路を通り、現在のスロープの横を通りながら、工事車両出入り口②と示している部分を通って工事現場まで進む計画となっております。工事現場から工事車両が外に出るときについては、同じ工事車両出入り口②のほうから出まして、仮設通路を通って国道37号線まで進み、工事車両出口③と示している部分から国道37号線へ出ていく計画となっております。また、工事車両の進入としてもう一つのルートとして、青の破線で示しておりますが、国道37号線から工事車両出入り口①から進入した工事車両が一旦現在の多目的広場のほうで待機いたしまして、そこから交通誘導員の指示により、緑のごみ搬入車両と同じルートを通って工事車両入り口④と示している進入ゲートから工事現場へ入るルートも用意する計画となってございます。メルトタワーを稼働させながらの工事となりますので、要所には交通誘導員を配置して安全を確保し、建設工事を進めていく計画となっております。

次に、工事期間中の現場事務所や駐車場の配置について説明いたします。同じ図になりますが、国道37号線を挟んだ場所になりますけれども、データセンターの裏側の土地を使用することを計画してございます。現在データセンターの裏側には図にありますように左側のピンクの部分については広域連合の所有地として5,534平米の土地がございます。そして、その右隣には民間の所有地として5,014平米の土地がございます。こちらの土地については、所有者の方とお話をさせていただいて、建設工事で使用させていただくことについての御理解は得ているところでございます。この2つの土地は、色分けされておりますけれども、一体として使用する計画でございます。現在の想定では、工事関係事務所の設置と資材置き場、工事関係者の駐車場としての使用を想定してございます。この土地への進入ルートとしては、国道37号線側から工事車両入り口⑤と示している部

分がありますが、ここから進入することを想定しておりまして、また道道環状線側からの 出入りとして工事車両出入り口⑥と示している部分からの出入りを想定してございます。

続いて、6ページ目ごらんいただきたいと思います。建設事業スケジュールの案でございます。平成29年度~平成38年度の期間を示しておりますが、表の一番上が既存施設、現在のメルトタワーの今後の予定となります。現在の契約期間が平成33年7月までとなっておりまして、その後平成33年8月~平成36年度メルトタワーの稼働を延長して使う予定となってございます。その下以降については、新しい施設の建設にかかわる予定でございます。左側から説明させていただきますと、平成29年度には環境省からの交付金をいただくための地域計画を策定いたしました。平成30年度から31年度については、施設整備の基本計画や生活環境影響調査などを現在進めております。平成31年度から32年度にかけて、施設の見積もりや予算設定のほか、事業者選定の入札を行う予定でございます。平成37年度から36年度にかけて実施設計、施設の建設、試運転調整を行った上で、平成37年度から新しい施設の稼働を予定しているところでございます。

この候補地案については、8月11日から22日にかけまして4カ所の周辺地域の住民 説明会で説明をしております。8月11日の石川町では17名、8月20日の崎守町では 14名、8月21日の白鳥台地区連合町会では7名、8月22日の黄金地区連合自治会で は34名、合計で72名の住民の方が参加されました。建設候補地については特段反対意 見もなく、おおむね了解を得られたと認識しております。

建設候補地案についての説明は以上でございます。

〇小田中委員長 ここで委員長より一言申し上げます。

委員が質疑される場合におかれましては、御起立の上、発言いただきますようお願いい たします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

○小久保委員 なしとはいかないので、何点か伺います。

まず、訴訟経過の関係でございますが、前回説明を受けたときには裁判長の交代もあって少し議論が後退をしたような印象を受けたことを記憶をしています。今回はある程度終結の方向がこうして明らかになったので、それはそれで一定の評価をしているのですが、その後この経緯の中では、これは弁護士さんを介してなのでしょうけれども、実際に裁判長の心証はどうであったのか、方向性としては確証というのですか、感触というのですか、そういったものはどんなふうにお聞きになっているのかなど、もう少し御説明いただきたいなというふうに思っております。いずれにしても、12月13日に判決が言い渡されるまでは何の動きもないというふうなことで資料も来ておりますから、これまでの部分、今御説明をいただいたほかに何か動きの中で気になることや私たちにとっては少しいいお話があれば、お聞かせをいただきたいなというふうに思っています。いかがでしょうか。

**〇田所総務課長** 裁判所の心証と代理人の感触という御質問でございますけれども、代理 人とお話をさせていただいている中では、ある程度責任の部分については認めていただけ る可能性が高いのではないかというようなお話は伺ってはございます。その責任の部分についてはそのようなところではありますけれども、あとは損害の部分についてどういった判断を裁判所のほうでされるか、そこら辺は今の段階ではわからないということではお伺いをしているところでございます。

以上でございます。

**〇小久保委員** なかなかわからないことが多いのですが、例えば当初から争点がよくわからないというところからスタートして、それをはっきり言うと私たちは示してきていると思っておりますし、それはそれで説明がなされていると思うのですが、ただ最後のところで損害の考え方の違いという主張とこれまでのお話がこういう形で終結していくのかということにちょっと心配をしているところなのです。

また、人証の必要がないかどうかの方針の確認が2回なされて、3回ですか、この資料の中では。これは、当然としてどの裁判でも人証の確認はするように聞いておりますけれども、この質問が逆に言うと結論が出しにくい、要するにそういうことを表現しているのではないかという恐れを感じていまして、このことが結果的には双方ないということは、ある面損害の考え方の違いということの中で整理をされていくしかないのかなというふうにちょっと思っていて、その辺が受けとめとしてはどうなったのか。こういうものだから、わからないといえばわからないのでしょうけれども、もう少しお聞かせをいただきたいなと思っております。

○田所総務課長 証人尋問の必要性につきましては、室蘭支部で行いました覚書の訴訟の中で当時の経過を知っている当時の職員ですとかの証人尋問がされておりまして、当時の経過についてはある程度その中で一定明らかにされていると。それ以上新たにその当時の事情を知っている者を証人とするのも難しいというのがある。また、ほかにも、それ以上今回の裁判に関しまして明らかになる事実もないのではないかということを判断しまして、証人尋問についてはそれ以上必要ないということで考えてお答えをさせていただいたところでございます。

損害につきましては、そもそものところから始まりますけれども、被告のほうにつきましてはそもそも性能保証事項未達の事態は発生していないと、なので損害は発生していないというのが前提となって主張されていますし、こちらのほうは当然ながら性能保証事項未達の事態が発生していると、そのために被告のほうは修補工事を続けてきたというようなことで、当時被告らが平成15年の当初から行ってきた修補工事について平成25年度以降についてもそのままスライドしているだけであるので、その部分については広域連合のほうとしては損害であるということで主張させていただいておりまして、そこの考え方というのは最後まで、今のところは主張が双方食い違っておりますので、争点となっているところでございます。

以上でございます。

**〇小久保委員** わかりました。そもそも覚書の関係のことがあって、いろいろとこの議会

でも議論があったことでございますから、その確認でございました。いずれにしても、あとは判決を待つだけということで理解をしております。

それから、私から3番の指定管理者の施設運営の評価の関係でございます。利用の数字などは今御説明をいただいたのですが、ざっと計算すると、ペトトルの話ですけれども、1日当たり個人利用でいうと80人ぐらいなのですかね、団体まで入れると100を超えるのですけれども、そんなに多くはない利用だなというふうに思っていて、それが今度の募集に当たっては利用拡大という文言も入っていくのかなというふうに思っておりますが、この辺の利用者数に当たってはどの地域の方が利用されているかというのは押さえているのでしょうか。

○藤谷総務課主幹 利用者数については、大きく市町ごとであるのですけれども、室蘭、伊達、登別とか、そういった区分での集計のほうはしておりますので、そちらの人数のほうは把握されていると思います。

**〇小久保委員** 市ごとにはあるということですね。ただ、例えば今回先ほど住民説明会があったということの中で、最初にこの施設が建設されるときには、迷惑施設ということの中でこういった附帯施設ができ上がってきたという経緯があります。現状では、今隣接する伊達でいえば黄金町の方がどのぐらい利用されているのかなとか、石川町の方はどのぐらい利用されているのかなと、それがちょっと気になったところです。押さえていなければ押さえていないで仕方がないのですが、そういったところでふだんからかかわりがあるのか、ないのかというところがもしわかればなと思ったところです。

それで、ちょっとそういうのを調べようと思ってホームページを見ましたら、ペトトルの部分でのスケジュールが載っていました。スケジュールの中で今年度の部分のスケジュールなのですけれども、4月に関しては30年4月だったのですけれども、5月以降は29年度のものしか載っていませんでした。これは気がつかれているかどうかわかりませんけれども、去年のままなのです。去年の数字だけ見るといろんな学校なんかも利用して、その様子はわかるのですが、改めてその辺しっかりと確認をしておかないと、ただホームページにアップしておけばいいというくらいの話だと全く機能していないので、ちょっとその辺を確認をしたいなと思います。いかがですか。

○藤谷総務課主幹 ホームページの件については、こちらのほうの確認不足のところがありましたので、今後気をつけて指定管理者のほうとも詰めていきたいと思っております。地域別の人数なのですけれども、大きいくくりではございますけれども、29年の場合でいいますと室蘭市の場合だと3万5,100人ほどいます。伊達市の場合だと5,927人となっておりまして、続いて洞爺湖町が218名、あと豊浦町が72名、壮瞥町が85名となっております。その他地域として566名という形になってございます。以上です。

**〇小久保委員** わかりました。ホームページなどの資料をしっかりと確認をしておいてほ しいなと思います。 それと、私からはあと新ごみ処理施設の候補地の関係であります。最後は後段で住民説明会を行って72名の方に説明をされたということですが、新聞を見る限りで言うと、また私のちょっと知っている方の話だと、十分な説明というような認識は余りなくて、仕方がないなというような認識の中で我慢されている感じがありました。当初もやっぱりここに建設というのは反対だという方が今も住んでおられて、それが継続してこれから新しい施設になるということの中では、もちろんほかに持っていくよりはずっとつくりやすいということの理解はあるのだけれども、ただそのことについての説明会での説明がちょっと足りなかったなというような理解でした。その辺については、先ほどの御説明だけだとちょっと納得がいかないのですけれども、どういうふうに受けとめておられるのかお聞かせをいただきたいなと思っています。

○藤谷総務課主幹 住民説明会の場での受けとめられ方といったところだと思うのですけれども、我々の認識としては、まず反対意見は明確な反対といった言葉はなかったというところではあるのですけれども、心配事といいますか、黄金地区であれば交通渋滞が起きるのではないかだとか、石川町であれば洪水等大丈夫なのかといった、そういった心配があったところは認識しております。ただ、こちらの認識としては、そういった心配事の意見はあったのですけれども、ここに施設建つことについての不満といいますか、そういったものは確認できなかったという認識でございます。

〇小久保委員 恐らく大きなところでは皆さん納得せざるを得ないのだろうなと思っては いるのです。ただ、私も説明会は出れていないので、正直なところ、いつ説明会行われる のかというのも事前にお聞きをしていなかったのです。調べればよかったのかもしれませ んが、残念ながら行けなかったので、結果だけ見て、ちょっと残念だったなと思っている のです。ですから、どんなふうに運営されたのかというのはありますが、こういう説明会 って説明次第なので、ある面。しっかりと皆さんがいろんな意見を言いながらも、うまく 新しい計画に理解を示してくださるというところが一番いい方向だと思うのですが、いい あり方だと思うのですけれども、それがちょっと足りなかったのかなというふうに思った ものですから、今の御説明を聞いてもまだちょっと不満なところはあるのですけれども、 ただこれで決定ということの中では進めざるを得ないのかなとは思っていますが、再度地 域住民の理解を得るためには個別にも説明をして歩くというような作業も必要なのではな いかなと、そんなふうにも思っていて、私たち議員も当然その地域回っていきますから、 その中でも説明はしていくのですけれども、今の施設は長く使えないのだと言ってです。 ただ、事務方としてもその辺はしっかりと対応していかないと、せっかくの施設を一人で も反対の方がいる中で進めるというのは余り気持ちのいいものではないものですから、で きればそういったところの努力をお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

**〇佐藤事務局長** 明快な方法論とか、その辺に関してでございますけれども、今主幹からお話ありました4つの説明会ということで、この地域の周辺4つということで、石川町、あと崎守町、あと白鳥台の連合町会、黄金町の連合自治会ということで4カ所実施させて

もらいました。その中で、ここに建っている地域として石川町、隣接するところで黄金町という方は関心があったのかなとは思っております。その中で今回候補地ということでいろいろ御説明いたしましたら、候補地につきましては場所についてはいいのではないかという声もございましたので、その辺はそういう形で進めてまいりたいとは思いますけれども、ただここで場所はいいのだけれども、いろいろ課題もあるということで、これから建設までの間にいろいろ課題を解消していきましょうということを石川町なり黄金の方もおっしゃっていましたので、その辺は今後これで終わりではなく、区切り区切りでいろいろ町会等にお話ししながら、課題解決しながら建設していきたいなとは思っております。

以上でございます。

○大高委員 ごみ施設の建設候補地の案について、その中の配置と動線についてちょっと お尋ねしたいと思うのですが、車両の出入り口の関係なのですが、本来であれば工事車両、それと一般車両と動線というのは分離したほうがいいのでしょうけれども、この図面を見る限り、言うなれば信号機、交差点があって、中に入ってきて、すぐ誘導員がいて右のほうに誘導するという動線になると思います。この図面を見ると、ちょっと混乱を招くかなと、出入りに関して。ずっと青信号だったらいいのでしょうけれども、赤と青と入れかわっていきますので、恐らくここでつまずくのではないかなと、私はこう推測するのですけれども、もちろん専門家の方がつくられた動線ですから、何言っているのだというふうになるかもしれませんが、工事車両出口3番、本来であればこちらの出入り口使うのが有効的なのだろうと思いますが、ただここに関しましては一方通行があるので、ちょっと難しいのだなと思いながら見ていました。そういった意味で、工事車両出口3を逆に入り口にしまして、ぐるっと回ってリサイクルのほうに抜けていく、これが一番理想的な感じかなと私正直言って思いながら見ていました。まず、ここの1点、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○藤谷総務課主幹 動線を逆に考えると、出口3から入って、出入り口1から出るというような動線という形なのでしょうね。こちらは、基本的にはごみの搬入車両、それと工事車両のルート、これの交錯といいますか、干渉するのをできるだけ少なくしようということで動線のほうを検討しておりました。ですので、なるべく動線については、黄色で示してある部分、そちらのほうの通行が多くなるような動線計画をイメージして計画しております。入り口については、どうしても車両出入り口①から入らざるを得ないということもございましたので、この区間、数十メートルでございますけれども、交錯するところはございますけれども、それ以外については基本的には分離して通行できると、工事車両が通行するということで、ごみ搬入車両のほうの安全性と、そういった面が図られるということで検討した経緯がございます。

○大高委員 工事車両が国道から入ってきます。10数メートルあります。その間でとまっていなければいいのですが、とまるとほかの車両が入っていきませんから、その辺が本来であればきちっと解消されればいいのでしょうけれども、ちょっと検討していただきた

いなということ。

次に、焼却施設に関してですけれども、一応建てかえということで進んでおります。ただ、どういう方向になっていくのかというのは具体的なものは正直言って聞いていなかったのですが、基本計画が30年、31年とありまして、31年度から見積もりに入っていきます。現施設がありますけれども、焼却炉部分を丸々本当に新規にやってしまうのか。また、例えばですけれども、煙突の部分を残して利活用されていくのか。コンピュータ機器とか、いろいろございます。そういったものは丸々使わないものなのか。どういうふうに今後についてお考えなのかお尋ねしたいのと、また仮に移転されたときに、今使われている古いほうの焼却炉、これを今後どういう形で利活用されていくのか、その辺も含めましてお尋ねしたいと思います。

○藤谷総務課主幹 1つ目の質問のほうでございます。施設で再利用できるものはあるのかどうかといった趣旨の質問だったと思います。今回新施設整備では施設の建てかえということで、基本的には丸々新しくしてしまうといったことを想定しているところではあるのですけれども、煙突については焼却方式が変わったとしても再活用できる可能性があるということで、そちらのほうについては今やっている基本計画の中で再利用できるかどうかというのを検討しているといったところでございます。

それともう一つ、施設が完成した後の現施設はどうなるのかといった質問でございますけれども、現施設については基本的に今の基本計画の中で新しい施設ができ上がった後は解体する方向になるように基本計画の中で考えているところです。

以上です。

- **○大髙委員** コンピュータ機器に関してはいかがお考えですか。
- 〇藤谷総務課主幹 コンピュータ機器とは、この施設に入っている機器。

(何事か言う者あり)

中央監視装置とかということで、そちらのほうについてはプラントメーカーごとに仕様 が違ったりいたしますので、今のものが使えるとは今のところ考えてはいないです。

○五十嵐委員 私も広域連合の議員の一人としてちょっと認識不足なのかもしれませんが、まず新設が決まったときに、私の頭の中ではこのエリアの中で現施設がある空き地の中で建てるのが当然だなとしか思っていなかったのですが、特にこの近辺の地域の人たちの理解を再度いただくという意味合いでは、ここに建設したいという理由づけでこれらの11項目が挙げられて、評価をされていたのかなと。悪い言い方で大変恐縮ですが、後づけのような理由づけのようなことなのではないかなというふうに思っています。ただ、そうはいうものの、私も新設してここに建てることがベストだというふうに思っておりますけれども、この中でリサイクル施設と余熱エネルギー施設というのがそのまま使われるという前提の中でこの話が進められているということが、私の認識の中では古い焼却炉はもちろんそうなのですが、付随するリサイクル施設と余熱のプールでしょうか、それがまた引き続き活用されるというもとでこの話が進んでいるようには思っていなかったものですから、

これは前提として使うのかどうか、これはもう決定されているのかどうか、これが私確認できていなかったので、私だけ確認できていなかったのかもしれませんので、その前提でこの建設計画が進むのかどうか。でないと、そんなに設計上問題、大した大きなことにならないかもしれませんが、例えば余熱を使っての温水プールの関係ですと、あの施設だって古くなれば、また建設といいますか、建て直しとかという話にもなってまいりますので、本当にそれを活用するのかどうかをしっかり見きわめた中で新設するということでないといけないのかなというふうに思いましたものですから、その点について確認をしたいということで御質問させていただきます。

○藤谷総務課主幹 まず、1つ目、付随している施設をそのまま再度使うという計画なのかどうかという質問と思います。施設2つありまして、リサイクルプラザにつきましては、引き続きそこで資源ごみの処理をしていきたいと考えております。げんき館ペトトルについては、新しい焼却施設なのですけれども、新しい焼却施設のエネルギー回収率といったものが環境省からの交付金の要件になっているということもございまして、余熱利用施設でもあるペトトルについてはまた何らかの形でエネルギー供給のほうを行っていきまして、今のところ継続稼働するようなことは想定しているところになっております。

それと、今後この2施設が老朽化した場合の対応といった内容の質問かと思いますけれども、こちらのほう今現在、中の機器類だとか、そういったものは単発的に改修なりなんなりしているところではあるのですけれども、今後は建物だとか、そういった面の総合的な整備の計画というのは今現在まだないといった状況もございます。今後新しい施設稼働にあわせまして、その辺も見直していけたらいいのかなと思っております。

**○五十嵐委員** 資金面での援助という意味でそういった条件があって、それをやらないとだめだということであれば、それはいいのですが、ただ私どもが何年かかけていろんな施設を見させていただいた中で、結構発電をして熱利用されている施設が多かったのですが、発電することで今言った援助していただくことのかわりにはなり得ないのかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

○佐藤事務局長 余熱エネルギーの施設と発電の関係ということでございます。この施設、新しい焼却施設つくるにしても、国の補助金というか交付金が必要だということで、それには発電なり、エネルギーを使うことで、そういうエネルギーの再活用というのが条件ということになっていまして、それがプールとかの余熱の分ですとか、発電機という形もあります。今基本設計やっている中で、どういう形がいいのかというのもありますので、発電についてはできる限り発電をしていくというのが基本だとは思っていますが、どうしても売電ということもございますので、相手先のあることなので、どこまで売れるのかという話もあって、どの程度の発電機をつけるのか、ごみ量によってどの程度の大きさがつくれるのかというのはこれから基本計画の中でやっていくという作業になりますので、その辺とあわせまして、エネルギー施設のほうもどういう形がいいかというのは計画の中で詰めていきたいなと思っております。その後という形で、今言った老朽化とか心配になって

くるということもございますけれども、その後いろいろ、まだ15年ぐらいでございます ので、新しくなるにしても36年度までで、あと5年程度はありますので、そういう中で しっかりそういうことも検証しながら、新しい施設を建てるときにはある程度の方向性を お示しできればなと思っております。

以上でございます。

**〇五十嵐委員** 先ほど小久保委員からの質疑の中でありました利用率の問題もあります。 かといって、私はすぐにやめていいという意味合いで言っているわけではないのですが、 利用率や何かも考えながら、例えばこの施設の稼働、建設していても焼却施設は稼働する わけですから、その間はしっかり活用するけれども、その後についてはということで、や っぱりめり張りをつけて、この地域の人たちの誘致した、先ほど小久保さんも言われてい ましたけれども、何かメリットをしてあげないとなかなか理解してくれないという、その 気持ちのあらわれでできた施設というのは結果的には、最初はそうやってやらないとなか なか理解してくれないのかもしれませんが、それが後々あだになったりとか、そういうこ ともあり得ますので、それは利用している方には大変申しわけないことになるかもしれま せんが、この辺は政治的な思い切った判断の中でいろんな面で活用すべきもの、活用はも うやめるべきものというのはしっかり区切ったほうがいいなと思いましたので、答弁は結 構ですけれども、その辺をしっかり検証した中で進めていってほしいなというふうに思い ます。

**〇小田中委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇小田中委員長** なければ、以上で質疑を終了いたします。 これをもちまして総務常任委員会を散会いたします。

西いぶり広域連合議会委員会条例第26条第1項の規定により署名する。

総務常任委員会 委員長